

## 国民年金の届出

国民年金加入中に以下の変更などがある場合は、届出が必要になります。届出は原則14日以内に提出してください。

場合	必要なもの	窓口
20歳になった場合 (厚生年金・共済組合加入者は除く)	印鑑	町民課 町民係 ☎48-5555
60歳未満で、厚生年金・共済組合を 辞めた場合	印鑑・年金手帳・ 退職日の分かる書類	
60歳未満で、厚生年金・共済年金の 扶養から外れた場合	印鑑・年金手帳・ 扶養から外れたこと日が 分かる書類	
付加年金に加入する場合 (国民年金1号被保険者、 任意加入保険者(65歳以上を除く))	年金手帳 ※月額400円治めることで、受給開始後 2年で収めた金額と同額を受給できる制度です	
厚生年金・共済組合に加入した場合	勤務先での手続き	
氏名に変更がある場合	年金受給権者氏名変更届	会津若松年金事務所 ☎0242-27-6951
年金の受取先を変更する場合	年金受給権者受取期間変更届	
年金証書を亡くした場合	年金証書再交付申請書	

詳しくは、上記の手続き窓口までお問い合わせください。